

広報資料

令和6年1月24日 午後1時30分発表

問い合わせ先 稚内海上保安部

次長 江丸 和仁 TEL.0162-22-0118

令和5年における海上犯罪送致状況について

令和5年における稚内海上保安部の海上犯罪送致件数は35件(13名)となりました。

法令别内訳

1 漁業関係法令違反

漁業関係法令違反の送致件数は20件(前年2件)で、前年から18件 増加となります。

内容は、漁業法違反 (漁業権侵害)、北海道漁業調整規則違反 (遊漁者等の漁具又は漁法の制限違反) で送致しております。

2 環境関係法令違反

環境関係法令違反の送致件数は1件(前年2件)で、前年から1件減少となります。

内容は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反(一般廃棄物の不法投棄)で送致しております。

3 海事関係法令違反

海事関係法令違反の送致件数は4件(前年3件)で、前年から1件増加となります。

内容は、漁船法違反(漁船原簿への不登録)、船舶職員及び小型船舶操縦者法違反(無資格者の船舶職員としての乗船等)、小型漁船の総トン数の測度に関する政令違反(小型漁船の総トン数の測度の不受験)で送致しております。

4 銃器・薬物関係法令違反

銃器・薬物関係法令違反送致件数は4件(前年0件)で、前年から4件 増加となります。

内容は、銃砲刀剣類所持等取締法違反(刃物の不法携帯)で送致しております。

5 その他の法令違反

その他の法令違反送致件数は6件(前年0件)で、前年から6件増加となります。

内容は、電波法違反(無線局の不法開設)で送致しております。